

亀山市告示第74号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行等に伴い、平成29年亀山市告示第75号の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

「第2条に規定する」を「第2条の」に、「別表第5の2」を「別表第5の2の表」に、「同表の3に規定する」を「別表第5の3の表の」に、「同表の2」を「別表第5の2の表」に改める。

第1の2の次に次のように加える。

- 3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

第2の1の（2）の次に次のように加える。

- （3）評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第2の2中「については（3）」の次に「又は（4）」を加え、第2の2の（3）の次に次のように加える。

- （4）評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。